

新潟都市計画地区計画の決定 (新潟市決定)

都市計画松崎地区地区計画を次のように決定する。

名 称	松 崎 地 区 地 区 計 画
位 置	新潟市松崎字東，同字西の各一部
面 積	約 27.2 ヘクタール
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は，新潟市中心部の東方約7キロメートルに位置し，都市計画道路山の下東港線及び太平大淵線に接しており，交通の利便性が高く住宅地としての立地条件に恵まれた地区である。</p> <p>また，土地区画整理事業により道路，公園，下水道等の公共施設の整備がされるとともに，今後，住宅地を主体とした市街地形成が図られる予定の地区である。</p> <p>このため，地区計画を策定し，健全で利便性の高い住宅市街地の形成及び良好な居住環境の維持増進を図ることを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>良好な住宅地としての土地利用を図ることを基本とし，都市計画道路沿線においては，背後地の居住環境に配慮しながら，生活利便施設や沿道サービス型施設等の立地にも対処し，緑豊かで，利便性の高い住宅地として土地利用の促進を図る。</p>
	<p>地区施設の整備方針</p> <p>地区内幹線道路を基本とした区画道路を適切に配置し整備することにより，地区の利便性の向上を図る。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>1. A地区</p> <p>低層住宅地としての良好な環境の形成及び保全のため，建築物の用途，敷地面積の最低限度，高さの最高限度，壁面の位置及びかき又はさくの構造について適切な規制誘導を行う。</p> <p>2. B地区</p> <p>都市計画道路沿線であることから，周辺の居住環境に配慮しながら利便性の高い土地利用を図ることとし，調和のとれた市街地環境の形成及び保全のため建築物の用途，敷地面積の最低限度，高さの最高限度，壁面の位置及びかき又はさくの構造について適切な規制誘導を行う。</p>

地区施設の配置及び規模		区画道路 幅員 11.0m, 延長 約710m 幅員 9.5m, 延長 約500m 幅員 8.0m, 延長 約210m 幅員 6.0m, 延長 約 80m	
地区の区分	区分の名称	A 地区	B 地区
	区分の面積	約14.2ヘクタール	約13.0ヘクタール
地区整備等に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(イ)項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げるもの (2) 建築基準法別表第二(ロ)項第2号に掲げるもの (3) 建築基準法別表第二(ハ)項第7号に掲げるもの (4) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5に規定するものを除く)	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(ニ)項第4号及び第5号に掲げるもの (2) 畜舎
	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル	200平方メートル
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、地盤面より10メートル以下とする。 建築物の地盤面は、前面道路の高さから0.6メートル以下とする。 ただし、築山等についてはこの限りでない。	_____
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から1.5メートル以上、隣地境界線から1.0メートル以上離さなければならない。 ただし、次の各号に掲げるもので軒の高さが2.3メートル以下のものについては、当該各号の規定による。 (1) 独立した自動車車庫及び物置については、道路境界線から1.5メートル以上隣地境界線から0.5メートル以上離さなければならない。 (2) 独立した自動車車庫で外壁を有しないものについては、この制限は適用しない	
	かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくの構造は生垣とする。 ただし、高さを道路面より1.0メートル以下としたもの、又はフェンス等で透視可能なものとした場合はこの限りでない。	

「区域、地区施設の配置及び地区の区分は計画図表示のとおり」

